

○ 特定事業主行動計画の実施状況

□ 女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項に基づく取組の実施状況の公表（令和 5 年 6 月公表）

1 子どもたちの健やかな育成のために <職業生活と家庭生活との両立>

項 目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目 標	
						数 値	年 度
年次有給休暇（20 日）の取得率 80%以下の職員割合	67%	55%	64%	45%	27%	0%	R7 年度

2 女性はその個性と能力を十分に発揮できるように <職業生活と家庭生活との両立>

項 目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目 標	
						数 値	年 度
男性職員の就学前子ども看護休暇 ^(※1) 及び家族看護休暇 ^(※2) の合計取得率	40%	22%	25%	26%	23%	50%以上	R7 年度

※1 中学校就学前の子の看護や世話等を行う場合の休暇（年間 5 日以内：対象の子が 2 人以上の場合は、10 日以内）

※2 家族の看護、病院への送迎、PTA への参加等を行う場合の休暇（年間 5 日以内）

<取組内容>

令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 多能工化による多忙業務の平準化 早出勤による時間外勤務の削減
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設内への事務局移転による効率化及び繁忙時応援体制の強化
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 超過勤務時間の管理体制強化 業務委託による職員勤務時間の削減
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 個人別月間残業予定時間表の作成による超過勤務の平準化 処理方法の見直しによる職員作業負担の軽減
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 個人別超過勤務時間の把握による業務内容の改善 時間単位の休暇取得の奨励